

平成24年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目 次

I	平成24年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	8
イ	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	9
(2)	専決処分の報告について	19
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	19

I 平成24年警察本部主要施策の概要

昨年の刑法犯認知件数は6,492件で、8年連続して減少し、ピークである平成15年当時と比べて概ね半減したものの、高齢者を中心に振り込め詐欺等の被害が増加するなど、体感治安は未だ県民の求める水準に達していない。また、交通事故の発生件数、負傷者数も7年連続で減少したものの、依然として多くの方が交通事故で亡くなっている。さらに、東海・東南海・南海の三連動地震の発生に際し、迅速・的確な初動対応がとれるよう十分な備えが必要である。

県警察では、本年の運営指針を「県民とともに歩む力強い警察 ～安全・安心とくしまの実現～」と定め、更なる治安の強化に取り組むこととしている。

1 身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保

「街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合計画」に基づき、街頭活動を強化するなど身近な犯罪の抑止・検挙対策を推進するとともに、「犯罪の起きにくい社会づくり」に向け、不審者情報の提供や防犯ボランティアの活動支援等の取組みを推進する。

実施項目

- (1) 身近な犯罪の抑止・検挙
- (2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (3) 少年非行防止・保護総合対策の推進
- (4) 治安を確保するための街頭活動等の推進
- (5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

重要犯罪等発生時には、組織の総力を挙げた初動捜査、客観的資料の収集活動等を推進し、事件の早期解決に努める。また、贈収賄事件等の知能犯罪の摘発や、暴力団組織の壊滅・排除のための施策を推進する。

実施項目

- (1) 重要犯罪等への的確な対応
- (2) 構造的不正に対する取組の強化
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 現場鑑識活動及び科学捜査力の強化

3 交通死亡事故の抑止

交通死亡事故抑止のため、関係機関・団体等との連携を強化し、高齢者等に対する交通安全教育をはじめ、交通安全施設の整備、悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り、効果的な運転者講習等を推進する。

実施項目

- (1) 交通事故防止対策の推進
- (2) 安全・安心な交通環境の整備
- (3) 悪質違反に重点を指向した交通指導取締りと適正捜査の推進
- (4) 効果的な運転者施策の推進

4 災害、テロ等緊急事態への対処の強化

自然災害はもとより、事故やテロ等の事態を想定し、初期対応や装備資機材習熟等の訓練を重ねるとともに、関係機関と連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努める。

実施項目

- (1) 的確な警衛警備の実施
- (2) 大規模災害、突発重大事案等への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動に対する諸対策の推進
- (4) 過激派、右翼等による違法行為の防圧・検挙
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 現場執行力と警察活動基盤の強化

「精強な第一線警察構築のための総合プラン」を策定し、初動警察活動の強化や若手警察官の早期戦力化に向けた諸施策を推進する。

実施項目

- (1) 人的基盤の強化と職員の実務能力の向上
- (2) 時代の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察活動の強化
- (4) 警察改革に盛り込まれた施策の確実な推進

II 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	24年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	20,759,325	20,647,575	111,750	100.5	344,228	959,094	75,557	469,385	139,227	150,000	880,000	17,741,834

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	14,616	12,855	1,761	113.7	① 公安委員報酬 (5,998) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (8,618)	(6,443) (6,412)
警察本部費	17,983,859	17,973,178 (18,215,382)	10,681 (△231,523)	100.1 (98.7)	① 給与費 (16,461,364) ② 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費 (1,522,495)	(16,495,645) (1,719,737)
警察施設費	139,786	228,636 (316,303)	△88,850 (△176,517)	61.1 (44.2)	① 交番・駐在所等整備事業費 (91,398) ② 警察署整備事業費 (47,388) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (1,000)	(92,161) (222,687) (1,455)
運転免許費	668,099	584,245	83,854	114.4	① 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費 (488,099) ② 自動車運転免許センター等整備事業費 (180,000)	(522,145) (62,100)
恩給及び 退職年金費	56,083	63,834	△7,751	87.9	① 恩給施行費 (56,083) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(63,834)

警察活動費	1,896,882	1,784,827 (1,849,827)	112,055 (47,055)	106.3 (102.5)	① 警察装備費 (187,046) (175,744) 警察装備の整備及び運営に要する経費 ② 一般警察活動費 (510,645) (460,519) 地域活動(交番、駐在所等)等に要する経費 ③ 刑事警察費 (226,026) (246,863) 犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費 ④ 交通指導取締費 (209,050) (212,796) 交通事故・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費 ⑤ 交通安全施設整備事業費 (753,953) (678,720) ア 国補対象事業費 (187,462) (171,000) イ 県単独事業費 (217,429) (158,000) ウ 維持補修費 (349,062) (349,720) ⑥ 道路交通情報提供費 (10,162) (10,185) ⑦ 東日本大震災救援対策費 (65,000)	
合計	20,759,325	20,647,575 (21,042,446)	111,750 (△283,121)	100.5 (98.7)		

(注) 平成23年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成23年6月補正後予算額等を計上しています。

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
警察署整備事業工事請負等契約	平成25年度	171,925		136,000		35,925
警察本部庁舎防災機能強化事業 工事請負等契約	平成25年度	230,510		172,000		58,510
自動車運転免許センター等整備事業 工事請負等契約	平成25年度	1,222,000		916,000		306,000
通信指令システム電子計算機等 賃貸借契約	自 平成25年度 至 平成29年度	847,424				847,424
緊急配備支援システム電子計算機等 賃貸借契約 (平成24年度賃貸借分)	自 平成25年度 至 平成29年度	277,200				277,200
指紋情報管理システム電子計算機等 賃貸借契約	自 平成25年度 至 平成30年度	357,279				357,279

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
警 視	7 4 人	7 4 人
警 部	1 5 0 人	1 5 1 人
警部補	4 2 1 人	4 2 3 人
巡査部長	4 3 4 人	4 3 6 人
巡 査	4 4 6 人	4 4 8 人
計	1, 5 2 5 人	1, 5 3 2 人

(ウ) 施行日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

イ 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額について所要の改正を行うとともに、道路交通法施行規則の一部が改正されたことに鑑み、運転経歴証明書の再交付に係る手数料の額を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 運転免許試験等の手数料の額を改めることとした。
- b 運転経歴証明書の再交付に係る手数料の額を定めることとした。
- c 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表のとおりである。

(ウ) 施行日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表

(単位：円)

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	指定教習所卒業	1,850	1,600
		特定失効	2,000	1,900
		一般	4,950	4,600
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	8,650	7,700
	普通自動車免許に係る試験	指定教習所卒業	2,100	1,800
		特定失効	2,050	1,900
		一般	2,400	2,200
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,400	3,050
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	指定教習所卒業	2,000	1,750
		特定失効	2,000	1,900
		一般	2,950	3,050
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,600	4,600

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
運転免許試験手数料	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	特定失効	2,050	1,900
		一般	1,650	1,500
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	指定教習所卒業	2,000	1,750
		特定失効	2,000	1,900
		一般	4,500	4,600
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	7,700	7,650
	仮運転免許に係る試験	指定教習所修了	2,000	1,700
		普通免許等の失効後6月超1年以内	1,650	1,550
		一般	3,100	3,000
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,750	4,550
検査手数料	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査		3,950	3,850
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		7,650	6,950
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		4,300	4,050
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		5,300	4,900

手数料の種類	区 分	改 正 前	改 正 後
再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	2,050	1,950
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,050	2,800
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1,900	1,700
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,500	3,250
	原動機付自転車免許に係る再試験	1,150	1,000
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,100	2,050
	仮運転免許に係る免許証	1,200	1,100
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	3,650	3,600
	仮運転免許に係る免許証	1,200	1,100
免許証更新手数料	免許証の更新 (法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合。)	2,550	2,500
経由手数料		600	550
運転経歴証明書交付・再交付手数料	交付手数料	1,000	1,000
	再交付手数料	—	1,000

手数料の種類	区 分		改正前	改正後	
審査手数料	運転することができる自動車等の種類を限定された者がその限定の全部又は一部の解除を受けるための審査		1,700	1,550	
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		3,350	3,100	
技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		24,700	23,500	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		20,500	19,650	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		14,100	14,500	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		22,450	21,850	
	審査を免除される場合の減ずる額	技能検定員として必要な自動車の運転技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950	3,750
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350	1,300
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600	4,450
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050	7,000
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750	6,400
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250	2,200
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950	7,800

手数料の種類	区 分		改正前	改正後	
技能検定員審査手数料	審査を免除される場合の減ずる額	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150	2,100
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900	1,850
	技能検定の実施に関する知識		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200	2,250
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950	2,000
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050	2,250
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200	1,850
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000	1,950
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000	2,450
			大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200	3,150
		旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,750	2,700

手数料の種類	区 分		改正前	改正後	
教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		15,650	15,000	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		12,150	11,800	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		9,500	9,450	
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		13,300	12,850	
	審査を免除される場合の減ずる額	教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450	4,150
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100	3,750
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350	1,300
			大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800	4,450
		技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300	1,450
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,400
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300	1,500
			大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査	2,000	1,900
		学科教習に必要な教習の技能	大型自動車又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250	1,350

手数料の種類	区 分		改正前	改正後		
教習指導員審査手数料	審査を免除される場合の減ずる額	学科教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1, 250	1, 300	
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1, 250	1, 150	
		交通の方法に関する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1, 450	1, 450	
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1, 250	1, 200	
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1, 250	1, 250	
		自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1, 450	1, 450	
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1, 250	1, 200	
			特定第一種運転免許に係る指導	1, 250	1, 250	
		教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1, 400	1, 350	
			普通自動車免許に係る教習指導員審査	1, 200	1, 150	
			特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1, 150	1, 150	
		旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2, 750	2, 700	
		国外運転免許証交付手数料			2, 650	2, 400

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
講習手数料	取消処分者講習	1時間当たりの単価	2,600	2,450
	停止処分者講習	1時間当たりの単価	2,300	2,200
	大型二輪車取得時講習	1時間当たりの単価	4,200	4,150
	普通二輪車取得時講習	1時間当たりの単価	4,100	4,050
	原付講習	1時間当たりの単価	1,350	1,400
	応急救護処置講習	1時間当たりの単価	1,200	1,250
	指定自動車教習所職員講習	1時間当たりの単価	750	650
	初心運転者講習	1時間当たりの単価(普通免許)	2,150	2,100
		1時間当たりの単価(大型二輪免許)	2,800	2,750
		1時間当たりの単価(普通二輪免許)	2,700	2,600
		1時間当たりの単価(原付免許)	2,550	2,450
	更新時講習	優良運転者	700	600
		一般運転者	1,050	950
		違反運転者等	1,700	1,500
	違反者講習	実車運転等検査型	13,400	13,350
		社会活動参加型	9,400	9,200

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
講習手数料	特定任意講習		1,800	1,500
技能検定員審査手数料の減じる額	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の62の項の5の(一)及び(二)に掲げる審査項目のいずれをも免除される者である場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	3,750	2,950
		普通自動車免許に係る審査	950	900
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査	3,250	3,050
	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の62の項の5の(三)及び(四)に掲げる審査細目のいずれをも免除される者である場合に更に減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る審査	300	350
		普通自動車免許に係る審査	300	200
教習指導員審査手数料の減じる額	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の64の項の5の(一)及び(二)に掲げる審査細目のいずれをも免除される者である場合に更に減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許に係る審査	3,450	3,000
		普通自動車免許に係る審査	900	950
		特定第一種運転免許に係る審査	1,100	1,050
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査	2,950	3,050
	審査を受けようとする者が、手数料条例別表第一の64の項の5の(四)及び(五)に掲げる審査細目のいずれをも免除される者である場合に更に減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許に係る審査	150	100
		普通自動車免許に係る審査	100	100

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
鳴門市ほか在住 2名	360,489円	平成23年 8月25日	鳴 門 市 地 内	平成24年 1月30日	人 身	鳴 門 警 察 署
		捜査用車両が渋滞のため停車した前車に追突したもの				
千葉県船橋市所在 1法人	114,450円	平成23年 9月30日	鳴 門 市 地 内	平成24年 1月30日	物 損	鳴 門 警 察 署
		捜査用車両が病院の地下駐車場で後退中、駐車場の支柱に取り付けられた防煙パネルに接触したもの				
計	474,939円					